

改正物流法に関する説明会

開催のお知らせ



開催日：令和7年3月5日(水) 14:00～16:00
会場：広島県トラック総合会館5階大研修室
 (広島県広島市東区光町2丁目1-18)

国土交通省は、令和7年4月の改正物流法の施行に向けて、主として元請事業者等の理解を深めるため、トラック事業者に対して、「取引適正化のためのトラック事業者に対する規制措置」や「物流効率化のための荷主・物流事業者に対する規制措置」を中心に説明会を実施することとしました。

説明内容

法改正の背景、概要、書面交付の義務化、実運送体制管理簿・下請情報通知、健全化措置・運送利用管理規程・運送利用管理者、荷待ち時間等記録義務付け対象拡大、Q & A、物流効率化のための荷主・物流事業者が取り組むべき措置やその判断基準など
 (※WEB視聴可。また4月以降各県でもトラック協会主催説明会を行う予定です。)

事前登録をお願いします。

応募多数の場合はご要望に添えない場合がありますので予めご容赦ください
 (確定した参加者には登録いただいたアドレスあて主催者より御連絡します。)



登録用二次元
 バーコード

登録〆切：令和7年2月21日(金)

【本件に関するお問合せ先】中国運輸局自動車交通部貨物課 082-228-3438

会場案内図

※公共交通機関でお越しください



※事前登録の収集対象情報は個人情報に当たらない事業者(法人)情報のみです※。また収集した情報は本説明会の運営のみの活用します。
 個人での参加をご希望の場合は、以下のアドレスまでご連絡ください。 cgt-chugokukamotsu@ki.mlit.go.jp
 ※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)より

【参考】改正貨物自動車運送事業法のうち令和7年4月に施行されるもの(一部)

書面交付等の義務付けについて (第12条、第24条関係)

<パターン1:貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



貨物自動車運送事業者は
 ・引き受けた運送の全部を自ら行う
 ・引き受けた運送の全部を委託する
 ・引き受けた運送の一部を委託する
 場合がある。
 (※)引き受けた運送の全部を自ら行うことができない場合、
 貨物利用運送事業者に運送委託する場合もある(貨物
 利用運送事業の登録も受けている者に限る。)

- ①: 第12条の規定に基づく書面交付
 (真荷主⇄トラック事業者)
- ②: 第24条の規定に基づく書面交付
 (トラック事業者・利用運送事業者
 ⇄トラック事業者・利用運送事業者)

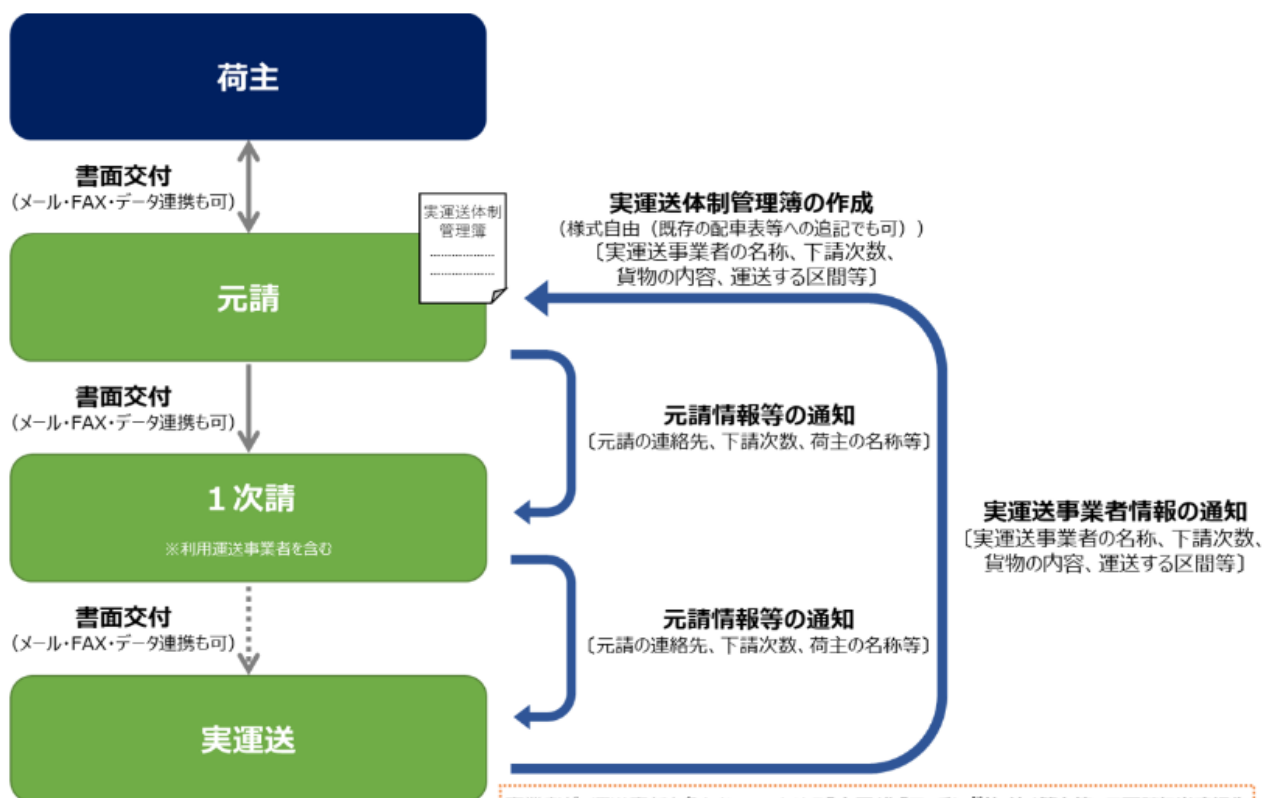
<パターン2:真荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3:貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



実運送体制管理簿の作成フロー



恒常的に下請行為を行う事業者に対しては、
 管理規程の作成、責任者の選任を義務付け

事業者が、運送責任を負わない、いわゆる「水屋」や「マッチングサイト」等を使って下請に出す行為
 を行う場合も、当該事業者は、適正化に係る努力義務を負う
 ⇒ 監査やトラックGメンによるチェック